

セーフティネット保証の拡充

Q : 中小企業セーフティネット保証制度が拡充されたそうですが、どのようになったのですか。

A : 信用保証の対象に、金融機関のリストラに伴って借入れが減少している中小企業者と、整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち再生可能性がある者が追加されました。

【解説】

セーフティネット保証とは、金融情勢の悪化などにより経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

保証の対象となるのは、次のいずれかに該当する中小企業者で、事業所の所在地の市長村長又は特別区長の認定を受けた方です。

- ① 大型倒産の発生により影響を受けた者
- ② 取引先企業のリストラ等により影響を受けた、直接・間接取引のある者及び近隣に所在する者
- ③ 突発的事故・自然災害等により影響を受けた一定の者
- ⑤ 業況の悪化している業種に属する者
- ⑥ 金融機関の破綻により借入が困難になるなど、資金繰りが悪化している者
- ⑦ 金融機関の経営の合理化等により借入が10%以上減少している者（新設）
- ⑧ 整理回収機構に貸付債権が譲渡された者のうち、再生可能性があると認められる者（新設）

